監 査 意 見 書

平成２８年３月２４日

民主党規約第２７条、第３７条に基づく監査の結果について、下記のとおり報告します。

記

１　実施した監査の概要

平成２７年分の民主党会計及び政治資金規正法（以下「法」という）第１２条第１項に規定する報告書に記載された事項について、法第１４条の規定に基づく監査を実施した。

２　監査の対象となった会計簿、法第１０条に規定する明細書及び領収書等についての意見

（１）法第９条第１項に規定する会計帳簿、法第１０条に規定する明細書及び法第１１条に規定する領収書等は、いずれも保存されていると認める。

（２）法第９条第１項に規定する会計帳簿には、民主党についての収支の状況が過不足なく記載されていると認める。

（３）法第１２条第１項に規定する報告書には、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて、収支の状況が誤りなく表示されているものと認める。

３　その他の監査上の特記事項

特に記載すべき事項なし。

政党の名称　　民　主　党

監査した者の職・氏名

会計監査　小山展弘

会計監査　山根香織